

京都市告示第316号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、水路等（同条例第2条第2号に規定する農業用水路等に限り、）を次のように変更します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成28年9月23日

京都市長 門川 大作

(変更する水路等（農業用水路等）)

整理番号	旧新別	名 称	起 点 終 点
1	旧	音羽水0001号	山科区音羽珍事町92番地地先 山科区音羽珍事町91番地地先
	新	音羽水0032号	
2	旧	音羽水0003号	山科区音羽珍事町58番地地先 山科区音羽珍事町16番地の1地先
	新	音羽水0033号	
3	旧	淀水0207号	伏見区淀美豆町1087番地地先 伏見区淀美豆町1083番地地先
	新	淀水0209号	

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)